

# 平成25年度 第2回 和光市協働推進懇話会 会議録

日 時： 平成26年1月28日（火） 14時30分～16時45分

場 所： 和光市役所 6階 602会議室

委 員：

学識経験者	◎平 修久（聖学院大学コミュニティ政策科長） ○谷本 有美子（公益社団法人神奈川県地方自治研究センター） 庄嶋 孝広（市民社会パートナーズ 代表）
市民団体を代表する者	野口 章（和光市古民家愛好会）
公共的団体を代表する者	萩原 尚（和光市自治会連合会） 小川 澄子（和光市社会福祉協議会）【欠席】
和光市協働推進庁内調整委員会	前島 祐三（和光市政策課）
和光市協働推進ワーキング	上原 弘之（和光市秘書広報課）

◎会長 ○副会長

事務局：市民環境部 星野・市民活動推進課 深野・渡邊・新坂・大竹

傍聴者：2名

## 1 和光市協働指針に基づいた、市内協働事例の取りまとめ

### ■和光市協働指針に基づいた、協働事例仕分けの結果について

【平会長】結果に基づき、検討・提案をして行きたい。まずは事務局から結果報告を願いたい。

【事務局】まず、県が毎年6月に県内各市町村を対象に行なう協働事業等の実績数調査によると、平成24年度の県全体の実績は1727件。市町村別の実績は、さいたま市が300件、和光市は79件と全体で2番目に多い。平成25年度の予定は県全体で1754件。市町村別の実績は、さいたま市が312件、和光市は82件とやはり2番目に多い。この調査では、NPOと一緒に進めた事業は、その形態に関わらずほとんど全て協働事例と見なしており、（指定管理者制度を用いたNPOへの業務委託も含まれる。）和光市協働指針に基づいた分類とは協働の範囲が異なるため、これから報告する「和光市協働指針に基づいた、協働事例仕分けの結果」とは、違う結果となっている。

次に、「和光市協働指針に基づいた、協働事例仕分けの結果」について報告する。この調査は、平成24年度協働推進懇話会の提言を受け、市内協働事例を取りまとめる目的で、平成25年度協働推進ワーキングチームの研修の一環として行なわれた。和光市協働指針に基づき分類等を行っている。なお、ワーキングチームは、市役所で協働を担当するセクションの若手職員が中心となり構成されている。

全体の事例数は219件。県の基準では対象外であった「⑧後援」が108件と多くあることや、NPOへの通常の業務委託は協働と見なしていないことが特徴である。各分類における件数は、別紙資料を参照して欲しい。この資料を基に特に特徴のある部分の説明をする。「③協定」は全26件のうち、25件が災害時における協定である。「⑤協働型委託（1）協働型委託」は19件あり、内訳は「コミュニティセンター・地域センター管理運営業務委託」が10件、「協働提案制度により契約をしたもの」が6件、「協働提案制度が

開始する以前から委託を行なっているもの」が3件である。特にこの3件は、市の協働型委託の中でも見本となる事例である。19件の内訳を検証すると、近年の協働型委託は提案制度を用いて締結したものであることが分かる。また、「⑤協働型委託（②協働型委託の要素を含んでいる事業）」が9件ある。これは、仕様書等について協議しているが、協働型委託と見なされる契約書・役割分表等の書類は作成していない、という事例である。完全な協働型委託ではないが、もうひとつステップを踏むと協働型委託になり得るものである。

この調査結果を作成する過程でワーキングメンバーが感じたことや意見を紹介する。

□市が市民団体に毎年依頼をし、謝礼を支払っている事業は協働と言えるのか。

□協働の形態を分類する際の線引きがあいまい。事業によって、期間、市の関わり等多様性があるため、判断がしづらい。

□「⑤協働型委託（②協働型委託の要素を含んでいる事業）」は、課題提出当初、0件だった。課題提出者にヒアリングを重ねた後、「まず担当課が仕様書を作成し、それを基に団体と協議をしている。しかし、契約書類等は他の事業委託と同様のフォームを使用している。」というケースが9件あった。この9件は、あと少しのステップで協働型委託となる可能性があるが、契約書類等の整備がされていないため、担当課としてもその認識がないのが実情である。

□自分の担当業務ではない事業について、ワーキングメンバーが担当にヒアリングをして課題を提出したが、担当職員の協働についての認識が現段階で浅いために、的確な回答をすぐには得られず、協働事業であるかの判断に苦労した場面もあった。

今回、ワーキングメンバーそれぞれ頭を悩ませながら課題をこなしていた。その分、それぞれ協働についての理解が深まって行くのを感じた。

【平会長】以上の報告を受けて、質問・検討・提案をしていただきたい。

【庄嶋委員】この調査結果はたいへん丁寧につくられており、ワーキングチームの努力がうかがえる。今回、市全体の実態を把握するということが、多くが若手職員で構成されたワーキングチームの研修として行なったことはとても効果的だったと思う。この調査を行なう過程を通し、ワーキングメンバーの協働への理解はかなり深まったであろう。ワーキングメンバーが成長すれば、他職員の協働への理解の拡大につながる。

【平会長】この調査を県に報告すると良いと思う。県内の市町村がどのような分類で協働を定義しているのかを県が知ることも大切だと思う。

【谷本委員】和光市協働指針に基づく分類では、企業等も協働の主体として含まれているが、企業の行動を協働か否かの分類をする上であいまいな線引きになっている部分がある。例えば、「後援」では企業が本来の企業活動に近い行為を行なっても協働と見なされているが、他の分類では協働と見なされない。公益性があるという分かりやすい判断材料があると、分類がしやすい。

【上原委員】当課は、後援名義の使用許可に係る業務を担当している。名義使用の申請を受けた際は、その事業が営利目的で無いこと等を確認した上で許可をしている。

【前島委員】「企業の社会的責任（CSR）」から、地域貢献活動等をしている企業も見られるため、和光市協働指針に基づき分類する際はその点を見極める必要がある。

【庄嶋委員】今回は、和光市内の協働の実態を把握する目的で、このような一覧を作成した。職員や市

民に協働についての認識を深めてもらうには、事例集やケーススタディ等が効果的だと考える。

【事務局】まず、今回は市内の協働事例を把握することと、協働型委託締結時の留意事項について明確にする予定。その後、市内でも見本となり得る協働事例をまとめた事例集のようなものを作成して行きたいと考えている。

【庄嶋委員】今回の調査報告は、「協働の形態」ごとにまとめて記載されている。「協働の主体」ごとにまとめると、今回とは違う視点から分かることがあるので、作成してみると良いと思う。

【平会長】協働事例のカウントについて整理したい。今回の調査結果は「③協定」や「⑦補助」のように、同様の内容で協働の主体が複数ある場合をひとつの事例としてまとめて記載しているものと、「⑧後援」のように、それぞれ別の事例としてカウントしているものがある。「③協定」に関しては、協定は同内容であっても、協働の主体ごとに違う特徴の事業が生まれる可能性があるため、協働の主体ごとに別の事例としてカウントした方が良い。

【庄嶋委員】「⑦補助」に関しては、協働の主体ごとに大きく特徴が変わるということは無いので、制度の仕組みごとにカウントすると良いと考える。

【平会長】「③協定」から派生した事業はどの程度あるか。

【事務局】調査して報告する。

【谷本委員】職員の協働に対する意識を高めるためには、『見える化する』作業が必要。例えば、要綱等に「この事業は和光市協働指針に基づき、協働と位置づける」等の文言を入れ込んで良いのではないか。

【事務局】協働事業に関わる要綱等の改正時に入れ込む様、各担当課に提言する方向で検討したい。

【平会長】先ほど、ワーキングメンバーが「市が市民団体に毎年依頼をし、謝礼を支払っている事業は協働と言えるのか。」という疑問を抱いているとの報告を受けた。これについて検討したい。

【平会長】他市では、「市民から市に対し協働を提案する」プロセスを経ることを協働の条件としている事例もあった。つまり、行政からの提案により行われた事業を協働と見なすか、ということがキーになると思う。和光市ではどうか。

【事務局】行政からの提案も協働と見なす。一例として、協働提案制度の行政提案が挙げられる。

【平会長】基本的には、和光市協働指針の「協働を進める上での基本原則」に沿っているかが重要であると思う。

【庄嶋委員】他自治体の事例では、この「基本原則」にひとつでもあてはまらなければ協働とは見なさないというところもあれば、「基本原則」を協働を進める上での目標として定めているところもある。

その事業に関わるノウハウの部分を含め専門性に秀でていること、ボランティア的要素があるものを協働と見なすべきだと思う。

【谷本委員】市が事業の全額を負担するケースが多く見られるが、市が全額負担せず不足分を団体が寄付や労力の負担により遂行する事業があっても良いと考える。

【平会長】「協働の形態を分類する際の線引きがあいまい」という意見についてだが、線引きに必要なキーワードは、協働の主体や事業の分野によって違う。キーワードについてはその都度判断する必要があると思う。

## 2 協働による業務委託の契約方法改善の検討

### ■協働型委託の契約手法についての事例報告（和光市古民家愛好会 野口委員）

【平会長】協働型委託の契約手法について、和光市内でも先進的な事例である「新倉ふるさと民家園の管理運営業務」の報告を野口委員からして欲しい。

【野口委員】私が所属する和光市古民家愛好会では、市と協働し、新倉ふるさと民家園の管理運営を行なっている。新倉ふるさと民家園は、平成18年に開園し、当団体が管理運営している。施設について説明をすると、民家園内にある和光市指定文化財「旧富岡家住宅」は約300年前の建物と推定され、埼玉県内でも最古の部類に入る歴史的価値の高い建造物である。東京外郭環状道路建設に際し、解体を余儀なくされたが、所有者の富岡氏から部材の寄付の申入れがあり、市が旧富岡家住宅を移築復元した。園内では、季節のイベント等も多く実施されており、来場者からは大変好評を得ている。市民団体が行なう古民家の管理運営の成功事例としても評価されており、県外から視察に訪れることもある。

古民家愛好会は、市の公募により集まったメンバーで構成された運営委員会が母体となっている。このメンバーは、平成17年度に市が企画した「古民家サポーター養成講座（全15回）」の受講者が多く含まれている。運営委員会は年に4～5回程開催され、市職員も積極的に会議に出席した。当初、市民団体による古民家の管理運営は難しいというのが定説であったが、市の協力や地元の人たちの理解を得て、現在の運営体制で行なえるまでになった。現在は、サポーターが50名程度在籍するまでになっている。

現在の市との協働の状況であるが、まず、総会に市関係者も参加してもらい、団体の理解を深めてもらっている。また、「連絡調整会議」を月に一度開催し、市と団体の情報共有や運営の確認等を行なっている。具体的に会議内で行なっているのは、(1)日報を元に1ヶ月の報告を行なう。(2)翌月のイベントについての協議。(3)小さなことでも、問題点を見つけた場合はすぐに話し合う。ということである。調整会議には、市から担当課長、課長補佐、担当職員が出席し、団体からは会長、副会長が出席している。この中で、(3)小さなことでも、問題点を見つけた場合はすぐに話し合う。という取り組みは管理運営の上で特にポイントとなっており、この取り組みにより、管理方法や虫の問題など改善されたものが多くある。

【平会長】続いて契約書類について、事務局から事例報告がある。

【事務局】「新倉ふるさと民家園の管理運営業務に関する協定書」には、平成24年度の協働推進懇話会にて留意する必要がある事項として挙げられた点が記載されている。具体的には、(1)契約書の甲乙表記はしない。(2)協働基本原則は、6つの項目全てを記載する。(3)事業成果は双方に帰属させることを記載する。の3点である。その他に協働型委託であることを意識した記載として、「契約者名を記載する際、団体を尊重する意志を込めて、団体名を市の上に記載する。」「協働して行なう。《前文》」「団体と市の関係や役割分担、相互協力の内容について定める。《第1条》」「自由企画枠《事業企画内訳表(C)》」「役割分担表」が挙げられる。

### ■ 検討・提案

【平会長】以上の報告を基に、協働型委託契約時の留意点について検討・提案して欲しい。

【谷本委員】他自治体では、パートナーシップ協定書の他に契約書がある場合は多い。この協定書以外

に、契約書等はあるか。

【野口委員】 協定書のみである。

【平会長】 協定に係る書類一式の中で、「個人情報取扱特記事項」がある。協働のパートナーに個人情報取り扱いのルール決定を任せている他自治体もある。管理運営する上で個人情報を取り扱うことはあるか。

【野口委員】 うどん作りの教室等では、申込み受付の際に取り扱うことがある。

【野口委員】 協定書を作成するプロセスの中で、市と協議を行なうことにより、双方の信頼関係が強固なものとなっている。管理運営を始めた当初は、市から依頼されて運営しているという感覚があったが、協議と改善を重ねるうちに、対等な関係であることが自覚できた。具体的には、トイレ清掃や植木剪定は当初、市から専門業者に委託していたが、市との協議の結果、当団体で行なうことができるようになった。

【平会長】 トイレ清掃や植木剪定を民間業者でなく市民団体が担当するとすると、市の支出は減ったのではないか。

【野口委員】 そうだと思う。

【野口委員】 トイレ清掃や植木剪定の協議の際も感じたが、何よりも市との信頼関係を築けたことが大きく、この関係を大切にしていかなければならない。

【庄嶋委員】 サポーターはローテーションで活動しているのか。また、全て無給で行なっているのか。

【野口委員】 鍵の開け閉めを担当するスタッフが12名おり、有給で行なっている。他のスタッフは基本的に無給であるが、年に3度行なわれる大きなイベント（収穫祭2回と正月）に参加した場合は、参加スタッフに謝礼を配付している。

【庄嶋委員】 市民がこの場所でイベントを開催したい等と相談があった場合、場所貸しはしているか。

【野口委員】 この施設は市の指定文化財であるため、貸出していない。ただし、当団体と一緒にいっしょに行なうイベントであれば利用できる。例えば、もちつき大会等が挙げられる。

【庄嶋委員】 自治会等の地元住民とは関わっているか。

【野口委員】 もともと地元に住んでいるの人との関わりを大切にしている。他自治体で市民団体が古民家を管理した際の失敗例は、地元の人との理解不足が原因の場合が多かった。当初、運営委員会には地元の人が在籍していなかった。地元の理解を得るために、地元の婦人会や地域の人に協力してもらえよう努力をした。

【庄嶋委員】 この事例は大変素晴らしい。市民や市職員に周知する機会はあるのか。

【事務局】 過去に事例発表会をしてもらったことがある。近年は協働提案制度の発表会が事例発表のメインとなっているが、また行ないたいと思っている。

【谷本委員】 協定書12条に「相互の情報を共有し連絡調整を円滑に行うため、毎月連絡調整会議を開催し、協議するものとする。」とある。これは、他の協働型委託でもぜひ採用して欲しい。契約当初は想定していなかったような、その場で起きるトラブルもこの会議にて解決することが出来る。月1度という頻度も大切である。

【萩原委員】 通常協定書というと、協定を解除する時まで持続するというイメージがあるが、この協定は1年ごとに締結している。また、委託料の記載もあるが、これも珍しいと思う。

【事務局】 この事業の場合、契約書と平行して取り交わす協定書ではないため、協定書に委託金額等を記載する必要があり、毎年協定を交わすという方法を取っている。

### 3 その他

#### ■平成26年度実施予定 協働提案事業の審査状況について

【事務局】平成26年度実施予定の提案は、市民提案が3件、行政提案は0件であった。書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行ない、「わこう郷土かるた(わこうっちかるた)作成事業」と「和光市湧水環境調査」が採択された。この結果に基づき、3月議会にて予算を審議し、予算成立をもって協働事業の実施が決定する。また、契約の締結については、提案内容を基に、貴団体、協働事業担当課、協働事業主管課の3者で事業内容、役割分担及び予算等を協議し、協議後、それらの内容を明示した契約を締結する。

【庄嶋委員】協働提案制度を経ずに、協働型委託を行なうこともあるのか。

【事務局】協働提案制度を経ずに、担当課が直接協働型委託を行なうことも可能である。

【庄嶋委員】協働提案制度の位置づけについて説明して欲しい。

【事務局】市民提案は、行政にないアイデアを得る機会となる。行政提案に関しては、行政が民間企業等に委託していたものを、市民団体に委託することで、より良い効果が得られるのではないかという考えのもと行っている。

#### ■次回懇話会

日時：2月24日（月）14時30分～16時30分

場所：和光市役所6階 603会議室